相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市金丸町八四番地、最後の住所群馬県前橋市金丸町八八番地三

被相続人　亡　染谷七五三六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

群馬県前橋市大渡町一丁目二番地の九

相続財産管理人　弁護士　戸所　仁治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市銀座三丁目三一二番地、最後の住所埼玉県本庄市今井三六〇番地三

被相続人　亡　小澤　鋭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

埼玉県熊谷市本町二丁目一三六番地　ワンチビル二階　石井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　智章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡毛呂山町中央三丁目2番地17、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町中央3丁目2番地17　被相続人　亡　坂内　康純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区辻四丁目九番、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻四丁目九番二一号　被相続人　亡　依田　鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一東和ビル四階埼玉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野本　夏生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区生実町一七七四番地三、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　真田　龍生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル五階梨本・山本総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　好生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市平作一丁目一番、最後の住所神奈川県横須賀市平作一丁目一番三号　被相続人　亡　髙橋　典明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地　大和土地建物第三ビル四〇一Ａ

相続財産管理人　弁護士　大友　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区内野町一三九〇番地、最後の住所新潟市東区大山二丁目一三番一号松鶴荘　被相続人　亡　平原　昭吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

事務所新潟市西蒲区巻甲四一八二番地一九

相続財産管理人　司法書士　川島　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒四丁目五二四番地、最後の住所長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬一一四九四番地二〇三　被相続人　亡　栗田　長男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

長野市若里一丁目一九番二七号

相続財産管理人　弁護士　金子　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市俵町四三番地、最後の住所岐阜県大垣市林町八丁目六九番地グループホームあおぞら　被相続人　亡　川瀬　通子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

事務所岐阜市鹿島町一丁目三〇番地いちい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯沼　敦朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東加茂郡大沼村大字東大沼五番戸、最後の住所不明　被相続人　亡　本多　永吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

愛知県安城市緑町二丁目一九番地一五

相続財産管理人　司法書士　矢田　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市三ノ瀬二丁目三一番地一、最後の住所大阪府東大阪市三ノ瀬二丁目三番七号　被相続人　亡　岡松ヒサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

大阪市中央区平野町一丁目八番一五号マルイト平野町ビル三階　樹陽法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市調川町上免二三六番地、最後の住所兵庫県姫路市青山西二丁目一二番六号　プレジデント青山七一一号室

被相続人　亡　末永　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二

相続財産管理人　弁護士　川崎　志保

第11期決算公告　平成27年11月2日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目27番3号

株式会社リライアンス

代表取締役　森本　晃一

貸借対照表の要旨（平成27年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,791
	固定資産	13,411
	合計	18,201
負債及び純資産の部	流動負債	845
	株主資本	17,356
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△22,644
	その他利益剰余金	△22,644
	（うち当期純利益）	(8,359)
	合計	18,201

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年十一月二日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目二七番三号

株式会社リライアンス

代表取締役　森本　晃一